



令和 4 年 8 月 10 日 (水)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

賃金補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

大分県最低賃金改正を「時間額 854 円」で答申 －現行からの引上げ額は 32円－

大分地方最低賃金審議会（会長 清水立茂）は、8月9日付けで大分労働局長（中山晶彦）に対し、現在の大分県最低賃金時間額を822円から32円引上げとなる「時間額 854 円」とする旨の答申を行った。

大分地方最低賃金審議会は、令和4年6月29日に大分労働局長から「大分県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、同年8月9日、同審議会は現行の大分県最低賃金「時間額822円」について、32円引上げ、「時間額854円」に改正を求める旨、大分労働局長に対し答申いたしました。

当該答申は、8月2日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し答申された内容を参考にしつつ、新型コロナウイルス感染症の感染状況、大分県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金の改定状況、労使参考人の意見等を総合的に勘案して、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

なお、改正された大分県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、10月初旬（最短で10月5日）に発効される見込みです。

【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
最低賃金額	737円	762円	790円	792円	822円	854円
対前年度上昇率	3.08%	3.39%	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%
対前年度上昇額	22円	25円	28円	2円	30円	32円